

公共交通事故被害者支援室の設置(平成24年4月)

『被害者等に寄り添う』ことを基本に、以下の機能等を担うことを目的として支援室を設置。

- ①万が一、公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための**窓口機能**
- ②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたる**コーディネーション機能**

公共交通事故被害者支援室の体制

支援室員 59名
(本省及び地方運輸局等の職員で構成)

本省に**窓口**を設置

公共交通事故被害者支援室の主な業務等

【事故※発生直後の対応】

- 事故被害者の搬送先病院等において支援活動、相談窓口の周知活動を実施
- 常設の窓口を通じて被害者等からの相談・要望に対応

【事故発生後、中長期的対応】

- 窓口における被害者等からの生活支援・経済支援・心身のケア等に関する相談への対応及びコーディネート
- 事故調査、安全対策等に係る被害者等への説明会の開催

【平時における対応】

- 支援室員等に対する研修の実施
- 関係機関等とのネットワーク構築 (警察、消防、医療機関、日本赤十字社、被害者団体、「心のケア」専門家、犯罪被害者支援関係NPO等)
- 交通事業者による被害者等支援計画の策定促進 など

※航空、鉄道、船舶、バスにおける重大事故に対応